

平成30年度 業務棚卸評価シート

No.	42	担当部課名称	福祉部高齢福祉介護課
事務事業名	介護サービス相談員派遣事業		
見直しのタイトル	在宅訪問の廃止		
添付資料 有無	無		

1 現状における課題

- ・介護サービス相談員派遣事業は、16名の介護サービス相談員（以下、「相談員」という。）が2人1組で介護施設、事業所及び介護サービスを利用する者の居宅に派遣することにより、利用者等の疑問及び不安を解消するとともに、介護サービスの質的向上を図ることを目的とする事業である。
- ・このうち、在宅訪問について、昨今の社会情勢からか相談員が訪問することに対する苦情、問合せ件数が増加している。
- ・振り込め詐欺等の発生が多発していることから、高齢者が自宅を訪問されることに強い警戒感を抱いている。
- ・本市には、日頃より地域で活動していただいている民生委員がいるとともに、介護全般に係る専門的な相談については、市内12カ所の地域包括支援センターにおいて受け付けることができる。
- ・加えて、高齢者安心電話相談事業を実施することで、24時間365日介護や医療といった内容について、看護師、ケアマネジャー等の専門職による電話相談が可能な体制を取っている。
- ・毎月の在宅訪問リストを作成するに当たり、7時間程度の作業時間を要している。
- ・在宅訪問対象者に訪問をする旨の通知を郵送しているが、具体的な訪問日時は決めておらず、不在であっても再訪しない。住所が見つからないこともある。

2 業務改善の趣旨及び具体的な内容

平成30年の11月から在宅訪問を廃止し、介護施設及び事業所のみ訪問することとした。

3 改善により期待できる効果

- ・11月からの介護サービス相談員の報酬を月額27,000円から20,000円に減額することで、7,000円×16名×5月=560,000円の減額となる。
- ・職員の事務作業の軽減になる。

4 実施スケジュール（概要）

平成30年11月より実施

5 実施結果の振り返り